

毎月1・11・21日発行

4/11

令和2年(2020)
No.2160

広報

Shinagawa

しながわ



Shinagawa City

品川区

4月11日に人権尊重都市品川宣言特集号も発行しています

掲載記事については、新型コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があります。

発行/品川区 編集/広報広聴課 ☎140-8715 品川区広町2-1-36 ☎3777-1111(代表) Fax5742-6870(広報広聴課) <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

新型コロナウイルスの 感染拡大防止に ご協力ください

区では、品川区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、新型コロナウイルス感染症への対策を進めています。

感染拡大防止のため、学校を始め、多くの施設を閉館、事業を中止しています。区民の皆さんの暮らしにも影響が出ていますが、ご理解とご協力をお願いいたします(4月3日現在の情報)。

問い合わせ

総務課総務係

(☎5742-6624 Fax3774-6356)

3月に引き続き休業や利用休止、事業の中止、一部新規受け付けの休止等を行っています

- 区立学校
- 区立幼稚園
- シルバーセンター
- 西大井いきいきセンター
- ゆうゆうプラザ
- いきいきラボ関ヶ原
- 荏原いきいき倶楽部
- 山中いきいき広場
- 大井三丁目高齢者憩いの場
- 児童センター
- こども冒険ひろば(北浜・しながわ)
- 地域子育て支援センター(ぶりすくーる西五反田内)
- ポップンルーム
- フラっと広場
- 学校(体育館・校庭等)施設開放
- 温水プール
- 体育館
- 公園運動施設
- 文化センター
- 健康センター
- こみゆにていぷらざ八潮
- 区立図書館

※休業・休止期間や事業再開の時期については区ホームページをご覧ください。多くが各施設等へお問い合わせください。

感染症関連情報

The novel coronavirus

- 新型コロナウイルス感染症について
- 中止・延期等のイベント
- 経営環境に変化が現れた事業者さまへ

区の施設の開設・休館情報、イベントや講座などの中止情報は、

区ホームページに掲載しています

◀トップページのこのバナーからご覧いただけます

[こちらからもご覧いただけます](#)



●本紙でお知らせした催しや講座なども中止や延期になっています

「子ども読書の日・図書館のイベントなど」/「大崎図書館分館おはなしきいてね」/「GOOD PARK!2020」/「品川区民スポーツ大会の一部」/「マスターズソフトバレーボール大会」/「フォークダンス初心者向け講習会」/「マスターズバドミントン大会」/「第2回バドミントン大会」/「品川区団体卓球選手権大会」/「ビーチバレーボール観戦ツアー」/「各地域スポーツクラブの4月フリー利用・教室」/「春季品川区吟剣詩舞道大会」/「清泉女子大学公開講座」/「コミュニティ広場イベント(東京医療保健大学・健康づくりの会、品川区民吹奏楽団第12回定期演奏会、第27回K&K歌謡フェスティバル)」/「品川新能」

新型コロナウイルス 感染症について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)患者の報告が都内で日々増加しています。咳エチケットや手洗いなどの確実な実施がとても重要です。感染予防に一人ひとりが確実に努めていただくようお願いいたします。

問い合わせ/保健予防課感染症対策係
(☎5742-9153 Fax5742-9158)

新型コロナウイルスに関する感染の予防、心配な症状や対応などについての相談

●品川区電話相談窓口 ☎5742-9108 受付時間/月～金曜日午前9時～午後5時(祝日を除く)

●東京都電話相談窓口(コールセンター) ☎0570-550571 Fax5388-1396

受付時間/午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日も実施)

●厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120-565653 受付時間/午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日も実施)

次の症状がある方は「新型コロナ受診相談窓口」にご相談ください。

●風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合。

●新型コロナ受診相談窓口

●強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

☎5742-9105 受付時間/月～金曜日=午前9時～午後5時(祝日を除く)

☎5320-4592 受付時間/月～金曜日=午後5時～翌日午前9時。土・日曜日、祝日=終日

品川区子ども読書活動推進計画 を策定しました

区では、「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を活発にするための取り組みを続けてきました。令和元年度で同計画の計画期間が終了することに伴い、子どもを取り巻く情報環境の変化を踏まえ、新たな計画の素案をまとめてきました。本年1～2月にパブリックコメントを実施し、寄せられたご意見も参考に計画を策定しましたので、その概要をお知らせします。

問い合わせ 品川図書館(北品川2-32-3 ☎3471-4667 Fax3740-4014)

目的

実現したい子どもの育ちのあり方
本などを活用して、自ら主体的に思考し、
行動する人に育つ

目標

複合的な情報環境を活用するために必要になる
本を読むことに前向きな姿勢と、
多様な情報環境を活用するスキルを育む

施策

1. 本に触れ、言葉・物語・自然などへの関心を高める …… ～乳幼児期～
2. 本に親しみ、知るための基礎を形成する …… ～小学生段階～
3. 本などを自ら読もうとする姿勢と調べる力を育む …… ～中学生段階～
4. 情報環境を活用し、社会にかかわる力を養う …… ～高校生・大学生世代～

計画期間

令和2～6年度(5年間)



パブリックコメントでいただいた主なご意見と区の考え方

〈20人の方から35件のご意見をいただきました〉

主なご意見	区の考え方
・品川区立の学校図書館に週5日図書館司書を配置することを盛り込んでください。	▶ 学校図書館運営支援スタッフ、学校ボランティア、図書委員などが、担当とともに運営の充実にあたっています。様々な人材が学校図書館運営に関わることも、地域に開かれた学校として望ましい形でもあります。学校図書館運営支援スタッフ配置の時間の充実などを含めより良い学校図書館運営の形を学校と連携して、検討していきます。
・「家読」の取り組みについて、どのような周知・体制をとるのでしょうか。また、家庭が十分に取組めない場合の地域の体制とはどのようなものなのでしょうか。	▶ 「家読(うちどく)」については、まず、家庭に向けて、家読への周知・PRに努めていきます。その上で、家庭・各部署・地域・ボランティア・NPO・民間専門事業者と協働し、推進していきます。
・「読むことに困難さがある子ども」に対し、個々の困難さに合わせた読書手段の紹介、提供することで読書を楽しめるように取り組むとありますが、スローガンだけで具体的な手立ては何もなく、効果はあるのでしょうか。	▶ 近年著作権法が改正され、また昨年「読書バリアフリー法」が国会で成立したことで、読むことに困難さのある方の様々なニーズに合わせた資料を提供できる環境が整いつつあります。品川図書館にご相談いただければ、その困難さの違いに沿う形で「さわる絵本」「LLブック」「マルチメディアデージー図書」などといった様々な資料をご提供できるよう準備を行います。

パブリックコメントにご意見をお寄せいただきありがとうございました

「品川区子ども読書活動推進計画」の全文と、お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方は、区ホームページ、図書館ホームページなどでご覧いただけます。

区ホームページはこちら
からアクセスできます



手洗い・咳エチケットを しっかり行いましょう

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を含む感染症対策の基本は、一人ひとりの咳エチケットや手洗いなどです。
正しい方法で、日々実施しましょう。

日常生活で 気を付けること



まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介してほかの方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

品川区自殺対策計画

を策定しました

区では、平成18年に施行された「自殺対策基本法」に基づき、平成19年より「自殺予防対策連絡会」の開催による関係機関との連携や予防啓発活動などの自殺予防対策の取り組みを進めてきました。

自殺対策は、区民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政などがそれぞれの役割に基づき、相互に連携・協働して取り組むことが必要です。昨年12月にパブリックコメントを実施し、お寄せいただいたご意見も参考に「品川区自殺対策計画」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

問い合わせ 保健予防課(本庁舎7階 ☎5742-9152 Fax5742-9158)

基本理念

「～みんなで支えあう いのちの輪～」

施策の体系

基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 区民への啓発と周知
4. 自殺リスクを低減させる取り組み

重点施策

1. 子ども・若者への支援
2. 中年女性への支援
3. 高齢者への支援
4. 生活困窮者への支援
5. 勤務問題への取り組み

計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条に基づき、「品川区基本構想」、「品川区長期基本計画」に則り、「しながわ健康プラン21」の「こころの健康に配慮する」と連携しつつ策定しました。

計画期間

令和2～11年度(10年間)

※策定後5年を目途に計画の見直しを行います。



パブリックコメントでいただいた主なご意見と区の考え方

〈2人の方から3件のご意見をいただきました〉

意見の要旨	区の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・連携先との情報共有や継続的な関わりが重要であるとともに、身近な学校やかかりつけ医、児童センター、老人介護センターなども不安を話せる場所であるという発信を強化することが重要と思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基本施策1「地域におけるネットワークの強化」の取り組みの中で、関係機関と情報共有を図りつつ、かかりつけ医・かかりつけ歯科医など身近な医療機関や、児童センターや在宅介護支援センターなどでも区民が不安を話せる場所となるよう、連携強化を図っていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策という「予防」に力点が置かれがちだが、「自殺対策チーム」を設立し、啓発活動とは別に、遺族(特に兄弟姉妹等)支援や自殺未遂者への支援体制を整え、関係機関との調整を継続して行えるような体制づくりが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自死遺族を対象とした「わかちあいの会」の開催や、兄弟姉妹等への取り組みを必要に応じて紹介していきます。また、自殺対策において未遂者支援は非常に重要な支援策であると捉えており、特に、基本施策4「自殺リスクを低減させる取り組み」および重点施策2「中年女性への支援」の中で、新たな関係機関との連携構築や、多くの相談先につなげていけるような仕組みや体制づくりに取り組んでいきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策の啓発活動にあたり、その情報を受け取る人の中には、身近な家族や友人を自殺で亡くした当事者がいる可能性がある。そのため、啓発の推進に際し、当事者の存在に十分配慮した取り組みをしていただくようお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自殺対策の啓発の推進にあたって、自死遺族や関係者が居ることに十分配慮し、特に、小・中学校などにおける自殺対策の啓発については重点施策1「子ども・若者への支援」の中における「学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進」などにおいて、十分な配慮が必要であることを学校や教育総合支援センターなどと共有していきます。

パブリックコメントにご意見をお寄せいただきありがとうございました

「品川区自殺対策計画」の全文と、お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方は、区ホームページなどでご覧いただけます。

区ホームページはこちらからアクセスできます



正しい手の洗い方

1. 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
2. 手の甲をのばすようにこすります。
3. 指先・爪の間を念入りにこすります。
4. 指の間を洗います。
5. 親指と手のひらをねじり洗います。
6. 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやるう

- マスクを着用する(口・鼻を覆う)
- ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
- 袖で口・鼻を覆う

何もしせずに咳やくしゃみをする、咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用

1. 鼻と口の両方を確実に覆う
2. ゴムひもを耳にかける
3. 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
厚労省 検索

シニアニュース

65歳以上の方を対象とした
お知らせや講座などの情報です。

品川区立大井林町高齢者住宅の入居待機者募集中

安否確認、緊急対応、生活相談サービスなど24時間体制(夜間は緊急ボタン対応)の見守りを付加した、サービス付き高齢者向け住宅の入居待機者を募集しています。

所在地/東大井4-9-1

募集人数/若干名

※毎月末までに申し込みをした方に対して、翌月第3水曜日に公開抽選を行い待機順位を決定。

家賃/月額75,000円(単身用)、100,000円(2人用)

※その他、基本サービス費・共益費あり。 ※所得に応じて家賃助成あり。

申込要件/申込日現在、①区内に2年以上居住している65歳以上のひとり暮らしの方が65歳以上の方と同居人が60歳以上の2人暮らしの世帯、②立ち退きなどによる住宅困窮者など

※詳しくはお問い合わせください。

申込書記布場所/大井林町高齢者住宅

☎さくら会 ☎5495-7080

高齢者地域支援課高齢者住宅担当(☎5742-6735 Fax5742-6882)

65歳以上の方(第1号被保険者)に 介護保険料を通知します

2年度の介護保険料納入通知書を4月中旬に送付します。介護保険料は、2年度の区民税情報をもとに計算します。今回は、区民税が決定していないため、31年度の区民税をもとに仮算定し、6月に2年度の区民税が決定後、再計算します。再計算後の通知書は、7月中旬に送付します。
※介護保険料段階が第3・4段階で一定の要件を満たしている方には介護保険料が減額される制度があります(特例減額)。詳しくは、通知書に同封されているちらしをご覧ください。

☎高齢者福祉課介護保険料係
(☎5742-6681 Fax5742-6881)

2年度の後期高齢者医療保険料納入通知書を発送します

保険料は前年の所得金額をもとに計算します。4月は元年中の所得金額が決定していないため、平成31年度(令和元年度)の保険料額をもとに仮計算します。6月に元年中の所得金額が決定した後、7月に再度計算します。今回は仮計算のため、特別徴収の方は4・6・8月分、普通徴収の方は4~6月分をお知らせします。

保険料の納め方 保険料は一人ひとりに納めていただきます。

① 年金から支払う方(特別徴収)

2カ月ごとに支払われる年金から、2カ月分に相当する保険料を引き落とします。

4月・6月・8月(仮計算)

4月分は2月分と同額ですが、6月分と8月分は仮計算した保険料額になります。

10月・12月・2月(本計算)

7月に再度計算し、年間の保険料額から仮計算分を差し引き、残額を3回に分けた保険料額になります。

② 納付書や口座振替で支払う方(普通徴収)

4月~6月(仮計算)

4月に仮計算し、3カ月分に相当する保険料額を3回に分けて納めていただきます。

7月~3月(本計算)

7月に再度計算し、年間の保険料額から仮計算分を差し引き、残額を9回に分けて納めていただきます。

☎問い合わせ 国保医療年金課高齢者医療係
(☎5742-6736 Fax5742-6741)

○保険料率が変わります

2・3年度の保険料率が改定されました。この改定は、東京都後期高齢者医療広域連合で決定されたもので、法令に基づき2年間の医療給付費などに応じて定めることになっています。改定された保険料に基づく保険料額は7月にお知らせします。

○均等割額

改正前43,300円 → 改正後44,100円

○所得割率

改正前8.80% → 改正後8.72%

○保険料限度額

改正前62万円 → 改正後64万円

※7月の本計算から改正後の保険料率になります。

○**保険料の軽減特例が見直されます** 後期高齢者医療制度では、法律に基づいて、所得が一定基準以下の方に対し保険料の軽減を実施していますが、その中でも特に所得の低い方などを対象に、特例としてさらなる保険料の軽減を行い、その分を国費で補ってきました。しかし、今後医療費の増大が見込まれる中、健康保険制度を維持していくために、保険料の軽減特例の一部が見直されました。詳しいお知らせは、7月にお送りする保険料額決定通知書に同封する予定です。

新型コロナウイルス感染症対策期間中にも、健康的な生活習慣を維持しましょう

↳ ストレスへの対処・交流

- 自身の信頼できる人と話すことは、ストレスや不安を緩和します。電話やメールを上手に活用して、家族・友人と交流しましょう。
- 自宅でできる趣味活動を楽しみましょう。
- 不安を感じる場合は、メディア報道を見すぎないことも必要です。
- ストレスへの対処法として、タバコやお酒、服薬などに頼らないようにしましょう。
- 室内でも、1日20分程度は日光に当たしましょう。
- 十分な睡眠時間を確保しましょう。



↳ 運動・身体活動

- 通常、室内で運動している人は、自宅でできるものをいつもどおり実践しましょう。
- 階段昇降やいすの立ち座り運動なども筋力維持に効果的。家事などもあわせて、家の中でも1日2000~3000歩を確保しましょう。
- 散歩やウォーキングは人混みを避けるなど工夫しましょう。帰宅時はうがい・手洗いを徹底しましょう。
- ラジオ体操やテレビ体操、インターネットの運動動画を活用してみましょう。

いすスクワット

手を使わずにいすからの立ち座りをゆっくり繰り返す。目安は10~20回。



テレビを見ながらかたの上げおろし



↳ 食・栄養

- 少量ずつでも多様な食品を食べて、栄養不足にならないよう気をつけましょう。
- 下の10食品群から1群で1点とし、1日7点以上を目安にしましょう。
- 宅配や配食サービスも上手に活用しましょう。

1 肉	点	6 緑黄色野菜	点
2 魚介類	点	7 海藻類	点
3 卵	点	8 いも	点
4 大豆・大豆製品	点	9 果物	点
5 牛乳・乳製品	点	10 油を使った料理	点
あなたの点数は.....			
点			

少量ずつでも1群で1点。毎日7点以上を目安に。

(東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チーム作成)

☎問い合わせ 高齢者地域支援課(☎5742-6733 Fax5742-6882)

子育て ヒックアップ

高校生までを対象とした講座・スポーツや、子育てに関する情報です。

お知らせ

ひとり親家庭学習支援事業「ぐんぐんスクール」

社会人や学生ボランティアによる個別型学習指導です。

①通年コース

日程(全20回・土曜日)	会場
6/20・27、7/4・18、 8/1・22・29、 9/5・26、10/3・17、 11/7・28、12/5・19、 3年1/16・30、2/6・20、3/6	平塚橋ゆうゆうプラザ (西中延1-2-8)

※時間は午後2時～4時。

②夏期・冬期集中コース

日程	会場
夏期(全6回) 8/3(月)・4(火)・5(水)・ 6(木)・17(月)・18(火)	男女共同参画センター (東大井5-18-1 きゅりあん3階)
冬期(全4回) 12/24(木)・25(金)、 3年1/6(水)・7(木)	

※時間は午前10時30分～午後4時。

共通

区内在住で、ひとり親家庭のお子さん

①小学5・6年生10人、中学・高校生30人(先着)

②中学・高校生30人(先着)

持ち物/学習したい教材、筆記用具

4月22日(水)～5月25日(月)に、電話かFAX、Eメールで住所、氏名、学年、電話番号、保護者氏名をキッズドア(☎070-6455-2480 Fax5244-9991)へ

☎子育て応援課ひとり親相談係

(☎5742-6589 Fax5742-6387)

トップページのこのバナーから
ご覧いただけます

感染症関連情報

The novel coronavirus

- 新型コロナウイルス感染症について
- 中止・延期等のイベント
- 経営環境に変化が現れた事業者さまへ



こちらからも
ご覧いただけます

品川区 文化スポーツ かがやき顕彰

横断幕や懸垂幕を作製します

文化芸術・スポーツ活動の顕彰制度

対象となる方の主な活動拠点となる施設や学校(在学・卒業)などに掲げる横断幕や懸垂幕を作製し、区ホームページなどでお知らせします。

推薦書/随時受け付け

※推薦書は文化観光課(第二庁舎6階)で配布します。区ホームページからダウンロードもできます。

対象/区内在住か在勤・在学中で、主たる活動の拠点が区内にある個人や団体で、次にあてはまる方

①中学生以下: 官公庁かこれに準じる団体などが主催する「都内規模の大会で優勝」した場合

②高校生以上: 官公庁かこれに準じる団体などが主催する「全国的な規模の大会に出場」が決定した場合か「入賞以上の成績」を収めた場合

③品川区が主催する少年少女スポーツ大会で、「区長杯」か「教育長杯」で優勝した場合

※①②は、事前に予選や選抜などが行われない競技会や民間企業などが主催するイベント的要素の高い大会などについては対象外です。

問い合わせ/文化観光課文化振興係
(☎5742-6836 Fax5742-6893)

2年度の就学援助の申請を受け付けます

公立小・中・義務教育学校へお子さんを通学させている保護者の方に、学用品費や給食費などを援助しています。援助を受けるには、区内在住で所得が限度額を超えないなど一定の要件があります。援助費は原則として申請した月から3年3月まで支給します。

※元年度に認定されていた方も改めて申請してください。

※詳しくは学校から配布する「就学援助のお知らせ」と「申請書」を確認のうえ、提出してください。

※品川区外の公立学校に通学させている方はお問い合わせください。

4月30日(木)(消印有効)までに、申請書を学務課学事係(☎140-8715品川区役所第二庁舎7階 ☎5742-6828 Fax5742-0180)へ郵送か持参

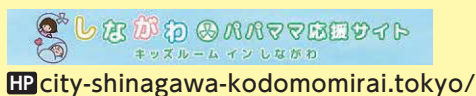


区の子育て情報はここから入手できます / ☎子ども育成課 (☎5742-6720 Fax5742-6351)

しながわパパママ応援サイト・アプリ

妊娠、出産、育児に役立つ子育て支援情報や施設マップなど、妊娠期から子育て中の保護者が知りたい区の子育て情報を発信しています。

●パソコンサイトはこちら



●スマートフォン等アプリはこちら



いきいきあんしん子育てガイド

お子さんの年齢に応じて、気を付けたい点や行政の手続き、相談窓口などを紹介している小冊子です。母子健康手帳と一緒に渡すほか、区ホームページにも掲載しています。



健康ガイド

●品川保健センター ☎140-0001 北品川3-11-22 ☎3474-2225 Fax3474-2034

●大井保健センター ☎140-0014 大井2-27-20 ☎3772-2666 Fax3772-2570

●荏原保健センター ☎142-0063 荏原2-9-6 ☎3788-7016 Fax3788-7900

二人で子育て(両親学級)

会場	日時
①品川保健センター	6/21(日) 9:30~12:30
②大井保健センター	6/6(土) 10:00~13:00 14:00~17:00
③荏原保健センター	6/13(土) 9:30~12:30 13:30~16:30

☑もく浴実習、講義「赤ちゃんとの生活」、マタニティリラクゼーションほか
☑区内在住で初めての出産を控えた妊娠22週以降のカップル
①③各24組、②各16組(選考)

4月13日(月)～5月10日(日)(必着)に、往復はがきに「二人で子育て」とし、希望日時(第3希望まで)、2人の住所・氏名・電話番号・Eメールアドレス、出産予定日をポピンズ品川区係(〒150-0012渋谷区広尾5-6-6広尾プラザ5階)へ
●品川区ホームページの「子ども・教育」⇒「妊娠・出産」⇒「妊娠中のサービス」⇒「二人で子育て(両親学級)土日開催」からも申し込みます。
☑各保健センター

医療機関の24時間案内

●東京都保健医療情報センター(ひまわり) ☎5272-0303 Fax5285-8080 ●救急相談センター(救急車を呼ぶのを迷ったら) ☎#7119 IP電話などは☎3212-2323

お子さんの急な病気に困ったら

●小児救急電話相談 ☎#8000 IP電話などは☎5285-8898
月～金曜日/午後6時～翌日午前8時 土・日曜日、祝日、年末年始/午前8時～翌日午前8時

眼科応急診療

日曜日、祝日=午前9時～翌日午前8時 月～金曜日=午後5時～翌日午前8時 土曜日=正午～翌日午前8時	日・月・水・土曜日、祝日	東邦大学医療センター大森病院 大田区大森西6-11-1 ☎3762-4151
※緊急手術や重症患者対応時は、お待ちいただくか他院を紹介する場合があります。	日・火・金・土曜日、祝日	昭和大学病院附属東病院 西中延2-14-19 ☎3784-8383
	木曜日(祝日を含む)	荏原病院 大田区東雪谷4-5-10 ☎5734-8000

応急診療所

行く前に必ず電話連絡を。健康保険証を忘れずに!

☑内科 ☑小児科 ☑歯科 ☑接骨 ☑薬局

小児平日夜間/午後8時～午後11時(受付は午後10時30分で終了)			
月～金曜日	小	品川区子ども夜間救急室 ※外傷は対応できません	旗の台1-5-8 ☎3784-8181 昭和大学病院中央棟4階
休日昼間・夜間/午前9時～午後10時(受付は午後9時30分で終了)			
4月12日(日)	内小	品川区医師会休日診療所	北品川3-7-25 ☎3450-7650
19日(日)	内小	荏原医師会休日診療所	中延2-6-5 ☎3783-2355
	薬	会営薬局しながわ	北品川3-11-16 ☎3471-2383
	薬	荏原休日応急薬局	中延2-4-2 ☎6909-7111
休日昼間/午前9時～午後5時(受付は午後4時30分で終了)			
4月12日(日)	内小	ふじいクリニック	西大井4-15-4 ☎5718-1417
	歯	服部歯科医院	南品川6-18-19 ☎3474-4182
	歯	林歯科医院	戸越3-2-8 ☎3787-8482
	骨	阿部整骨院	西品川3-1-20 ☎3490-2730
	骨	工藤総合接骨院	小山4-7-2 ☎3785-7844
4月19日(日)	内小	浅野医院	大井6-21-5 ☎3771-2692
	歯	菅家医院歯科	西品川1-22-1 ☎3491-1208
	歯	岩城デンタルクリニック	平塚1-9-1 ☎5702-4471
	骨	篠原接骨院	西大井2-4-19 ☎3775-2407
	骨	上條接骨院	二葉2-8-9 ☎3786-7949
土曜日夜間/午後5時～午後10時(受付は午後9時30分で終了)			
4月11日(土)	小	品川区子ども夜間救急室 ※外傷は対応できません	旗の台1-5-8 ☎3784-8181 昭和大学病院中央棟4階
4月18日(土)	内小	品川区医師会休日診療所	北品川3-7-25 ☎3450-7650
	薬	会営薬局しながわ	北品川3-11-16 ☎3471-2383

※重病の方は119番をご利用ください。※受付時間にご注意ください。

しながわ情報プラザ

お知らせ

生活にお困りのときはご相談ください

生活上の不安や困っていることを一緒に考え、状況に応じた相談・支援を行います。
開設時間／月～金曜日 午前9時～正午・午後1時～5時 ※祝日・年末年始を除く。

場 品川区暮らし・しごと応援センター (第二庁舎3階)

区内在住の方

※生活保護受給中の方は対象外です。

同センター ☎5742-9117

生活福祉課相談係

(☎5742-6714 Fax5742-6798)

特別区立幼稚園教員採用候補者の募集

職種／教員(幼稚園)

勤務地／特別区の区立幼稚園(大田区・足立区を除く)

幼稚園教諭普通免許状を有し(令和3年4月1日までに取得見込み可)、昭和61年4月2日以降に生まれた方

第1次選考(筆記試験)／6月21日(日)

申込書配布場所／特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局

品川区指導課(第二庁舎7階)

5月7日(木)(消印有効)までに、特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課採用選考担当(☎102-0072千代田区飯田橋3-5-1東京区政会館17階)へ郵送か、5月7日(木)・8日(金)に持参

※詳しくはHP www.tokyo23city.or.jp/ をご覧ください。

同事務局人事企画課 ☎5210-9751

品川区指導課

(☎5742-6831 Fax5742-6892)

障害者福祉手当を支給します

4月20日(月)頃、受給者の口座に振り込みます。対象となる方で申請をしていない方はお問い合わせください。なお、申請時に65歳以上の方は原則対象になりません。
 ※振込通知は年に一度、4月期にのみ送付。

次のいずれかにあてはまる方

- 身体障害者手帳1～3級
- 愛の手帳1～4度
- 脳性まひ・進行性筋萎縮症
- 戦傷病者手帳特別項症～第4項症
- 規則に定める特殊疾病に罹患している
- 精神の障害により1級の障害基礎年金などを受給している ※児童育成手当(障害手当)を受給している方、施設に入所している方(一部例外あり)は対象になりません。

※所得制限額(扶養のない方で3,604,000円)を超えている方は対象になりません。
 ※所得超過により対象でなくなった方も、翌年度以降の所得が制限基準内になれば、再び申請できる場合があります。

障害者福祉課障害者福祉係
 (☎5742-6707 Fax3775-2000)

工場・指定作業場の届け出はお済みですか

東京都の環境確保条例では、「工場」・「指定作業場」を設置・変更する時は、区への届け出が義務付けられています。

「工場」とは、製品の製造や加工などを行う事業所です。「指定作業場」とは、工場以外の事業所で、ガンリンスランド、洗濯事業場(コインランドリーを含む)、自動車駐車場(20台以上)など32種類が定められています。

工場・指定作業場を新設する時や、建物・設備を変更する時、廃止や移転をする時などは届け出をする必要があります。

関係法令にもとづく届け出をしているか確認をお願いします。不明な点はお問い合わせください。

環境課指導調査係
 (☎5742-6751 Fax5742-6853)

マンション建て替え・修繕の相談を行っています

区内マンションの建て替えや大規模修繕を検討している管理組合などに対して、弁護士、一級建築士、マンション管理士による相談を行っています。

毎月第3火曜日午後1時から

※1回90分程度。

相談日の1週間前までに、電話で住宅課住宅運営担当(☎5742-6776 Fax5742-6963)へ

国保・年金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国民健康保険加入手続きを郵送で受け付けます

退職などにより、勤務先の健康保険の資格を喪失し、国民健康保険に加入する必要がある方で、資格喪失証明書原本が提出できる方

※保険証の発行までには7日間程度かかります。詳しくはお問い合わせください。

国保医療年金課資格係
 (☎5742-6676 Fax5742-6876)

区の施設の開設・休館情報、イベントや講座などの中止情報は、

区ホームページに掲載しています

トップページのこのバナーからご覧いただけます

感染症関連情報

The novel coronavirus
 ■新型コロナウイルス感染症について
 ■中止・延期等のイベント
 ■経営環境に変化が現れた事業者さまへ



こちらからもご覧いただけます

非自発的失業者の国民健康保険料を軽減しています

次の全てにあてはまる64歳以下の方
●雇用保険受給資格者証の離職年月日が平成29年3月31日以降

●雇用保険受給資格者証に記載された離職理由コードが下の表にあてはまる方

対象者	離職理由コード
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

※雇用保険受給資格者証の右上に「高」か「特」の表示のある方は対象外です。

※失業前から国民健康保険の被保険者の方も対象です。

軽減期間／平成30年4月以降の加入期間で、失業日の翌月の月からその翌年度末まで

保険料の算定方法／対象者の給与所得を100分の30として賦課基準額を計算

※高額療養費の支給に係る自己負担限度額の算定も同様の軽減措置があります。

申請 雇用保険受給資格者証と品川区国民健康保険被保険者証の写しを国保医療年金課資格係(☎140-8715品川区役所本庁舎4階 ☎5742-6676 Fax5742-6876)へ郵送か持参

※すでに申請をした方は、軽減期間内の再申請は不要です。

※申請時の離職年月日と違う離職年月日の雇用保険受給資格者証をお持ちの方は再度申請してください。

※品川区に転入した方で、前住所地でこの制度による軽減を受けていた方は、品川区でも申請の手続きが必要です。

※申請は雇用保険受給資格者証の交付以降となりますが、軽減措置は失業日の翌日に遡って適用となります。保険料は年間保険料で計算し直し、納期の来ている月で調整します。

催し

品川清掃工場 個人見学会

4月25日(土)午前10時～11時30分

※現地集合・解散。

ビデオなどによる説明と施設見学

50人(先着)

申込 4月23日(木)午後3時までに、電話で品川清掃工場(八潮1-4-1 ☎3799-5353 Fax3799-5005)へ

○聴覚障害などがある方は専用のFAX送信票で受け付けます。送信票はHP www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kengaku/index.html からダウンロードできます。

講座

しながわ防災学校 防災区民組織コース・地域防災ベーシックコース

地域防災力の向上を図るうえで必要な知識・技能を習得し、地域の防災リーダーを養成する研修を開催します。

日程	対象
5/30(土)	大井地区にお住まいの方
6/13(土)	荏原地区にお住まいの方
6/20(土)	品川・大崎・八潮地区にお住まいの方

※時間は午前9時30分～午後5時。

※町会、自治会を母体とした防災区民組織から推薦された方と合同で行う研修です。

場 しながわ防災体験館(第二庁舎2階)

内容 災害対応に必要な基礎知識、災害発生時の直前・直後の対策、避難生活以降の対策、地域で取り組むべき対策など

人数 18歳以上の方各5人(先着)

申込 5月8日(金)までに、しながわ防災学校ホームページHP bousaigakkou.city.shinagawa.tokyo.jp/ の専用フォームか、電話でサイエンスクラフト ☎6380-9062へ

防災課啓発・支援係

(☎5742-6696 Fax3777-1181)

助成

多文化共生等推進事業助成金のお知らせ

地域に住む外国人との交流や生活などの支援、多文化共生を推進する事業を実施する団体に費用の一部を助成します。

助成対象 次のいずれかにあたるもの

- 日本人を含む異なる国籍をもつ区民が地域で交流する活動

- 区内在住外国人の生活支援

- 区内在住外国人の日本語学習や学習支援

- 多文化共生の醸成や啓発

助成額 対象事業経費の3分の2(上限10万円)

募集期間 4月13日(月)～5月8日(金)午後5時

※詳しくは区ホームページや地域活動課で配布する募集要項をご覧ください。

場 地域活動課国際担当(第二庁舎6階 ☎5742-6691 Fax5742-6878)

ボランティア

※HPは地域貢献ポイント事業の対象です。

品川区地域貢献ポイント事業

品川ボランティアセンター(☎5718-7172 Fax5718-0015)
 高齢者地域支援課介護予防推進係(☎5742-6733 Fax5742-6882)

高齢者の積極的な社会参加を図るため、区が指定するボランティア活動1回につき、1ポイントを差し上げています(年間50ポイント上限)。ためたポイントは区内共通商品券への交換か、福祉施設などに寄付ができます。事前にボランティアセンターや対象施設などで申し込みが必要です。

※登録者には「はつらつカード」を発行します。

区内在住で、おおむね60歳以上の方
対象施設 区が指定する高齢者施設、障害者施設など(さわやかサービス、ほっと・サロン、支え愛・ほっとステーションでの活動も含まれます)
 ※詳しくはお問い合わせください。

さわやかサービス協力会員募集

さわやかサービス(☎5718-7173 Fax5718-1274 shinashakyo.jp/sawayaka/)

さわやかサービスは高齢者や障害者、産前産後の方を対象として、家事援助を中心に、区民相互の助け合いを支援する有償のボランティア活動です。
内容 掃除、食事作り、外出の付き添い、福祉車両(車いすごと乗れる車両)の運転など
人数 18歳以上の方(福祉車両の運転は登録時69歳以下)

謝礼 1時間800円(交通費支給)

【協力会員募集説明会】

4月15日(水)午後1時～2時 ※登録後、希望者は引き続き研修に参加可(午後2時～4時)。

場 当日、社会福祉協議会(大井1-14-1)へ

※さわやかサービス窓口でも随時受付中。



JAM Project LIVE 2020 20th Anniversary Tour The Age of Dragon Knights 東京公演

2000年「アニソン界」を代表する実力派シンガーによって結成されたスーパーユニットが、ついにきゅりあんへ!

日時 ①7月18日(土)午後5時開演

②7月19日(日)午後3時開演

会場 きゅりあん大ホール(大井町駅前)

料金 各7,500円(全席指定)

申込方法 4月14日(火)までに品川文化振興事業団ホームページHP

www.shinagawa-culture.or.jp/ へ

※1人4枚まで。 ※3歳以上有料。

※区民優先受け付けあり。

※当落通知は4月16日(木)を予定。

※残席がある場合に限り4月27日(月)より一般発売。

抽選申込受付中!

問い合わせ／品川文化振興事業団(☎5479-4112 Fax5479-4160)

**親元近居支援事業
(三世代すまいるポイント) DL**

区内で親と近居か同居することになったファミリー世帯に対し、転入・転居費用の一部を「三世代すまいるポイント」として交付します(上限10~15万ポイントで、区内共通商品券などと交換)。

申し込みの主な要件／

- ①子世帯に中学生以下のお子さんがある
- ②子世帯が区外から転入したか、親子の住居間が1,200m圏内(直線距離)になるように親か子いずれかの世帯が区内転居した
- ③近居・同居した翌月から数えて3カ月以内
- ④親か子世帯が区内に1年以上居住している

※詳しくは住宅課で配布する募集案内をご覧ください。

☎住宅課住宅運営担当

(☎5742-6776 Fax5742-6963)

**住宅のエコ・バリアフリー改修工事
費用の一部を助成します DL**

対象／次の全てにあてはまる工事

- 着工前
- 区内業者に発注して行う既存住宅の改修
- ほかの助成制度などを利用していない
- 次のいずれかの工事を含み、全体工事金額が10万円以上

種類	内容
エコ改修	LED照明器具設置、遮熱性塗装、窓や外壁の断熱改修、高断熱浴槽設置 など
バリアフリー改修	手すり設置、段差解消、トイレや浴室の改修 など
その他の工事	屋根の軽量化、外壁耐火パネルの設置、防犯ガラス・扉の設置 など

助成額／工事金額の10%(上限20万円。賃貸住宅個人オーナー・マンション管理組合が申込者の場合は上限100万円)

☎着工前に、必要書類を住宅課住宅運営担当(本庁舎6階 ☎5742-6776 Fax5742-6963)へ持参

※申込要件など詳しくは同課で配布する募集案内をご覧ください。

※住宅センター協議会を通じて、区内の業者を紹介することができます。詳しくはお問い合わせください。

アスベストの分析調査・除去工事費用を助成します

建物などの吹き付けアスベストの分析調査費・除去工事費を助成します。

助成対象／①アスベスト分析調査費

②アスベスト除去工事費

※①と②の対象要件が異なりますので事前にお問い合わせください。

☎区内の住宅・事務所・作業所・店舗・倉庫・駐車場などの所有者やマンションの管理組合など

助成額／①分析調査費の10分の10(上限7万円/棟)

②除去工事費の3分の2(上限200万円/棟)

助成件数／①5件②3件(先着)

●**利用中の建物のアスベスト含有建材の目視調査を無料で実施します**

※目視で確認可能な範囲のみ調査。分析は行いません。

☎区内の住宅・事務所・作業所・店舗・倉庫・駐車場などの所有者・賃借人など

件数／11件(先着)

☎環境課指導調査係

(☎5742-6751 Fax5742-6853)



新型コロナウイルス感染症対策に約9億6千万円の補正予算を計上しました

区は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、安全・安心な区民生活の確保を図るとともに、区内中小企業への経済的支援を行うことを目的に、令和2年度一般会計補正予算9億6682万5千円を計上しました。

「令和二年新型コロナウイルス感染症」が3月2日に中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度4号認定(突発的災害)の対象事由に指定されたことに伴い、区では3月10日より経営支援資金・経営安定化資金のあっせん要件を拡充していました。令和2年度も引き続き事業資金の融資あっせんを行うため、約3億3,660万円を計上。その他、資金繰りに関する相談ブースの増設など、区内中小企業への支援を行います。

また、私立保育園・私立幼稚園・地域型保育所・認証保育所に対し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消毒液やマスクなどの購入費補助を行います(1園につき50万円:計7,600万円)。

その他、区内の各施設におけるマスク・消毒液・検温器の購入経費として6,167万円、感染症患者対応経費として2,355万円などを計上し、新型コロナウイルス感染症対策を強化します。

問い合わせ／財政課(☎5742-6610 Fax5742-6870)

新型コロナウイルス感染症の影響で経営環境に変化が現れた事業者の方へ

●**経営相談**

区では、新型コロナウイルス感染症の影響で、経営状態が悪化した際の資金調達などの相談をお受けする経営相談窓口を設置しています。

●**品川区中小企業事業融資あっせん「経営変化対策資金2020」**

区内中小企業の皆さまが必要な事業資金を低利で借り受けられるよう、取扱金融機関に対し、品川区があっせんをする制度です。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、経営状況に変化が現れた事業者の方が利用できる緊急資金「経営変化対策資金2020」を実施しています。

詳しくは区ホームページをご覧ください



問い合わせ／商業・ものづくり課(☎5498-6334 Fax3787-7961)

中小企業を対象とした助成などのお知らせ

①**メイドイン品川PR事業認定製品・技術の募集**

優れた製品・技術を「メイドイン品川」ブランドとして認定し、指定展示会の出展、PR経費(最大20万円)の補助、PR動画作成など販売促進の支援をします。

☎区内に1年以上主な事業所を置く中小製造業者・情報通信業者

認定対象／自社で開発した製品・技術で、現在販売しているもの

申請期限／5月29日(金)午後5時

②**品川パビリオン(AI・業務自動化展)共同出展社募集**

☎10月28日(水)~30日(金)

☎幕張メッセ(千葉市美浜区中瀬2-1)

出展対象／AI(人工知能)やRPA・チャットボットなど業務自動化ソリューションほか

申請要件／区内に1年以上主な事業所を置く中小情報通信業者ほか

募集小間／8社8小間

(1小間あたり8㎡程度を予定)

出展料／558,000円

※出展後に出展料補助(20万円)あり。

申請期限／5月29日(金)

※詳しくは区ホームページをご覧ください。

③**事業承継設備投資助成**

事業承継を契機に更なる競争力強化や世代交代を見据えた事業承継に伴う設備更新・導入に対する費用の一部を助成します。

助成額／対象経費の2分の1(製造業は最大500万円、その他の業種は最大250万円)

☎区内で1年以上事業を行っている中小事業者のうち、事業承継を3年以内に行う見込みを有するか、事業承継をしてから3年を経過していない事業者

申請期限／3年2月26日(金)

※予算額に到達した時点で受け付け終了。

※事業承継専門家派遣の申し込みは本助成金申請前までに受けてください。

※詳しくはお問い合わせください。

④**ものづくり企業地域共生推進助成**

東京都と品川区が連携し、区内ものづくり企業が地域と共生するため、操業環境の改善や住民受入環境の整備、耐震補強に係る費用の一部を助成します。

助成額／操業環境改善・住民受入環境整備=対象経費の4分の3(上限375万円)、耐震補強=対象経費の3分の2(上限1,400万円)

☎区内に工場を持つ中小製造業者など

申請期限／4月30日(木)

⑤**社会貢献製品支援事業認定申請の募集**

区内中小企業の優れた技術・製品のうち、行政が抱える課題解決や社会貢献に寄与する製品について、マーケティングや試供機会提供などの支援と、次の費用の一部を助成します。

助成額／クラウドファンディング手数料=対象経費の3分の2(最大20万円)

試作開発経費=対象経費の3分の2(最大50万円)

☎区内に1年以上継続して事業を営む中小事業者

申請期限／5月29日(金)

※詳しくはお問い合わせください。

⑥**しながわ〜く(働き方改革)推進助成**

働き方改革に取り組む企業を支援します。

①**しながわ〜く(働き方改革)奨励金**

奨励額／10万円

対象／働き方の改善のために整備した制度(利用があった場合のみ)

②**しながわ〜く(働き方改革)コンサルティング経費助成**

助成額／対象経費の3分の2(上限100万円)

対象／働き方改革の取り組みに係るコンサルティング料

③**事業所内育児施設整備費助成**

助成額／対象経費の2分の1(上限100万円)

対象／事業所内に育児スペースを設けるために必要な工事費・賃料

——— 共通 ———

☎区内に1年以上主な事業所を置く中小事業者

申請期限／①3年3月31日(水)まで、②③3年2月26日(金)

※予算額に到達した時点で受け付け終了。

⑦**産学連携開発支援**

大学などと連携して製品開発のための共同研究などを実施する際に要する費用の一部を助成します。

申請資格／区内で1年以上継続して事業を営む中小製造業者・情報通信業者

対象経費／共同研究・委託研究に係る契約費用

助成額／対象経費の3分の2(最大50万円)

申請期限／3年2月26日(金)

※詳しくは中小企業支援サイト☎ www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/をご覧ください。

⑧**その他の助成のお知らせ**

●**外国語版ホームページ作成経費助成**

自社のホームページ内に新規に外国語版を作成する経費などの一部を助成します。

助成額／対象経費の3分の2(上限10万円)

対象経費／4月1日~3年3月31日に支払う費用のうち、ホームページ作成などに要する、外国語への翻訳経費、ホームページ改修経費、自動翻訳サービス活用経費 ※すでに外国語版ホームページがある場合は対象外。

●**企業PR用動画作成経費助成**

企業PRを目的とした新規の動画作成に要する費用の一部を助成します。

助成額／対象経費の3分の2(最大20万円)

対象経費／4月1日~3年3月31日に支払う費用のうち、新規の企業PR用動画の作成委託に係る経費 ※すでに企業PR用動画がある場合は対象外。

——— 共通 ———

☎区内中小製造業者・情報通信業者

申請期限／3年2月26日(金)

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ／商業・ものづくり課

①~⑤・⑧中小企業支援係

(☎5498-6340 Fax5498-6338)

⑥・⑦産業活性化担当

(☎5498-6352 Fax5498-6338)

新型コロナウイルスの 集団発生防止にご協力 をおねがいします

3つの密 を避け ましょう!

①換気の悪い
密閉空間



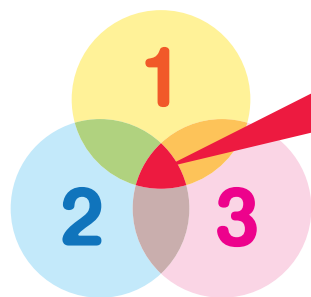
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろった場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ

検索



出典：3つの「密」を避けましょう！（首相官邸ホームページ）(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)を加工して作成

「春季プレミアム付品川区内共通商品券」 販売延期のお知らせ

4月11日(土)より事前申込受付開始を予定していた「春季プレミアム付品川区内共通商品券」は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、販売を延期します。今後の状況を鑑み、再度販売が決まりましたら、本紙および品川区ホームページなどでお知らせします。

既に、ポスター「4月のしながわ」、ちらし「4月の品川区からのお知らせ」などで販売のお知らせをしておりましたが、専用申込はがき付きちらしの取得・商品券の購入・ご利用の際に外出いただく必要があり、お客様の安心・安全を確保するためやむを得ず延期の判断をさせていただきました。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問い合わせ／品川区商店街連合会事務局(西品川1-28-3中小企業センター4階
☎5498-5931 <https://shoren.shinagawa.or.jp/>)
商業・ものづくり課(☎5498-6332 Fax3787-7961)

「きゅりあん」公演中止・延期のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

中止 5月2日(土)「松竹大歌舞伎」

チケット払い戻し方法／チケット持参のうえ

5月11日(月)～16日(土)＝各購入窓口へ

5月18日(月)～29日(金)(土・日曜日を除く)＝きゅりあん3階事務室(大井町駅前)へ

延期 4月22日(水)「フォレストコンサート」

振替日／10月8日(木)

チケットはそのままお使いいただけます。大切に保管してください。

○返金希望の方は4月13日(月)～30日(木)(土・日曜日、祝日を除く)に、チケット持参できゅりあん3階事務室(大井町駅前)へ

問い合わせ／品川文化振興事業団(☎5479-4112 Fax5479-4160

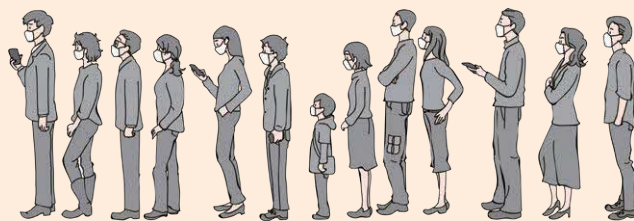
<http://www.shinagawa-culture.or.jp/>)

問い合わせ・払い戻し窓口受付時間：午前9時～午後5時(○美術館は午前10時から)

※上記期間で来館できない方は、郵送も受け付けます。詳細はホームページをご確認ください。

戸籍住民課窓口の混雑状況をご覧いただけます

4月は引っ越しに伴う手続き等で窓口が混雑します。区ホームページではリアルタイムの混雑状況を確認できます。待ち時間を減らして効率的に手続きを進めるために、ぜひご利用ください。



窓口受付時間／月～金曜日＝午前8時30分～午後5時
火曜延長窓口＝午後5時～7時
日曜開庁＝午前8時30分～午後5時
※祝日、年末年始は除く。

○マイナンバーカードを利用して、住民票の写しなどの証明書がコンビニエンスストア(マルチコピー機設置店舗)で取得できます。手数料は200円で、窓口よりも100円お得です。

戸籍届書を 区ホームページから ダウンロードできます

4月1日より、区ホームページからPDF形式の戸籍届書(6種類)をダウンロードできるようになりました。どの様式も全国の自治体で使用することができますので、ぜひご利用ください。

対象届書／婚姻届、離婚届、離婚届の際に称していた氏を称する届、出生届、死亡届、転籍届

問い合わせ／戸籍住民課戸籍届出係
(☎5742-6657 Fax5709-7625)

リアルタイム 戸籍住民課 窓口混雑状況はこちら

トップページのこのバナーから
ご覧いただけます



こちらからもご覧いただけます

問い合わせ／戸籍住民課住民異動係(☎5742-6660 Fax5709-7625)